

新型コロナワクチン接種情報



市内ワクチン接種の進捗状況(8月23日現在)

区分	対象人数	国からのワクチン供給量	1回目接種人数(割合)	2回目接種人数(割合)
65歳以上	約22,000人	約59,000回分	19,174人(87.15%)	18,342人(83.37%)
65歳未満	約39,000人		8,144人(20.88%)	4,269人(10.95%)
合計	約61,000人		27,318人(44.78%)	22,611人(37.07%)

(注)接種人数は、国のワクチン接種記録システム(VRS)の集計結果に基づく速報値です。

12~15歳の人への接種券を9月13日(月)から順次郵送します

予約開始時期は、国からのワクチン供給量を確認しながら決定することとしています。現在の予定は下表のとおりです。
※16歳未満の人がワクチンを接種する場合は原則、保護者の同伴が必要です。

年齢区分	予約開始時期	
	基礎疾患のある人 高齢者施設等の従事者	左記以外の人
16歳~49歳	受付中	9月6日(月)~
12歳~15歳	10月ごろ	

※今年度12歳になる人には、誕生月の翌月始めに順次郵送します。

妊婦の人へ

新型コロナに感染すると、特に妊娠後期は重症化しやすく、早産のリスクも高まるとされています。しかし、日本で承認済の新型コロナワクチンが妊娠・胎児・母乳・生殖器に悪影響を及ぼすとの報告はありません。現在、妊婦の人の優先接種開始に向けて、医師会と調整中です。詳細は市ホームページ等でお知らせいたします。

注意事項

新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。ワクチン接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで自らの意思で接種を受けていただいています。

なお、接種を受ける人の同意なく、接種が行われることはありません。
※その他詳しい情報は、こちらのQRコードからご確認ください。



9月12日まで京都府に緊急事態宣言が発出されています

感染拡大に伴い、国から緊急事態宣言が発出されました。そして、京都府は施設の使用制限等の緊急事態措置を示されたことから、本市も市関連施設において利用時間の短縮などの制限を実施しております。

本市のワクチン接種は、9月6日(月)から16歳~49歳の人への予約受付を開始しますが、一時的に国からのワクチン供給量が減少し、予約が取りづらい状況です。本市でも、若い世代の感染者数が増えておりますが、高齢者と比べ、重症化のリスクは低く、8月17日現在、20歳未満の人が新型コロナウイルス感染症で亡くなられた例はありません。

個人の基本的な感染予防対策は、3密(密集・密接・密閉)の回避やマスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされています。引き続きご不便をおかけしますが、感染予防対策へのご協力をお願いいたします。

☎八幡市新型コロナワクチンコールセンター(☎0570-056-786)

接種予約の方法

※現在、国からのワクチン供給量が当初の見込みを下回り、ワクチン接種の予約がとりづらい状況です。今後はワクチンの供給量にあわせて、順次受付を始めますので、しばらくお待ちください。

協力医療機関(個別接種)

直接、接種希望の協力医療機関へ予約してください。
※予約枠の空き状況は各協力医療機関で異なるため、協力医療機関のホームページ、または診療時にご確認ください。
※接種可能な協力医療機関は、新型コロナワクチンナビ(右のQRコードからアクセス可)またはコールセンターで確認してください。



集団接種

会場名	接種日時
京都八幡病院(川口別所61)	月曜~金曜日 午後1時~3時
八幡中央病院(八幡五反田39-1)	9月1日(水)以降の月曜日と水曜~土曜日の午後2時~ ※土曜日のみ、午後1時~

電話予約

市のコールセンター(☎0570-056-786)へ電話してください。
受付時間:午前9時30分~午後4時30分(土・日・祝日も対応可)

インターネット予約

URL(<https://jump.mrso.jp/262102/>)または右のQRコードからアクセスし、予約してください。
※電話、インターネットともに接種日の3日前までに予約してください。



京都府ワクチン接種会場の予約が始まっています

京都府のワクチン接種会場が次の3会場に開設されています。接種に使用されるワクチンは武田/モデルナ社製です。

▽対象者 府内に住民票を有する40歳以上の人で、次のすべてに該当する人

- 今回が1回目の接種の人
- 国や市町村、医療機関、職域接種等で予約をしていない人

▽接種会場・日時

会場名	1回目の接種日時
京都駅前(日本生命京都三哲ビル)(京都市下京区)	9月20日(月・祝)まで 午後4時30分~午後7時 ※土・日曜日を除く。
サンガスタジアム by KYOCERA(亀岡市)	9月12日(日)まで 午前9時~午後4時30分 ※土・日曜日のみ。
けいはんなプラザ(相楽郡精華町)	

接種を希望される場合は、右のQRコード、または京都府ホームページにアクセスし、予約開始日を確認のうえ専用サイトから予約してください。



☎京都府健康福祉部ワクチン接種対策室(☎0570-030-280)

▽対象者

区分	対象	申請
ひとり親世帯分	① 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人	不要
	② 公的年金等の受給により、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(未申請の人も含む) ※児童扶養手当にかかる支給制限限度額を下回っている人に限る。	要
	③ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人	要
ひとり親世帯以外分	④ 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人で、令和3年度住民税(均等割)が非課税の人	不要(※)
	⑤ 令和3年5月~令和4年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の新規認定者等で、令和3年度住民税(均等割)が非課税の人	不要(※)
	⑥ 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がいのある児童の場合は20歳未満)を養育する父母等(④、⑤以外)で、令和3年度住民税(均等割)が非課税、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人	要

※公務員の人(児童手当受給者)または、令和3年6月以降に修正申告等により令和3年度住民税(均等割)が非課税になった人は申請が必要です。

ひとり親世帯以外分



ひとり親世帯以外分
子育て支援課(☎9833-1112)をご覧ください。

ひとり親世帯分



ひとり親世帯分
課へ申請が必要となります。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、失業や収入減少、子育ての負担など、心身等に特に大きな困難を抱えている低所得の子育て世帯に児童1人につき5万円の給付金を支給します。
▽申請方法 表の②・③・⑥に該当する人は、令和4年2月28日(月)までに子育て支援課へ申請が必要です。